



# 資料の弁償について



図書館の資料はみんなの財産です。利用するときは、十分注意して取り扱ってください。資料を紛失・汚損・破損した場合は、原則弁償となります。

## 弁償を求める根拠

宮崎県立図書館閲覧室等利用規程第19条（損害賠償）

## 弁償を求める基準

- (1) 紛失した場合
- (2) 次に借りる方が快適に利用できる状態にない場合又は修理が困難な場合

## 弁償の方法

同じ本・雑誌・CD等をご購入の上、お返しいただきます。  
絶版等で同じ本等が購入できない場合は、同等の本等をこちらで選定します。  
※ 中古不可。必ず新品をご購入ください。  
※ 現金での弁償は受け付けておりません。

## 弁償となる理由

### (1) 汚損

#### ① 水濡れ・飲食物等の染み

- 水濡れ等により、ページに歪み、または波打ちがある
- お茶・コーヒー等の飲食物による染みがある
- その他、カビが生える恐れのある成分を含んだ液体による濡れや染みがある

#### ② 書き込み

- マジック、ボールペン等の消すことが困難な筆記用具による落書きやアンダーライン等の書き込みがある
- 鉛筆等消すことが可能な筆記用具であるが、筆圧等が強く、消した後にも読み取りが困難である、痕跡が残っている、または消すことによりイラストや文字等に色褪せが生じている

#### ③ その他の汚損

- 付箋の接着剤によりべたつきが残っている・血液やペットの糞尿など衛生上問題があるものが付着している 等

### (2) 破損

ページの破れ、ペット等の噛み跡 等

- 破損の程度は軽微であるが、多数の箇所にある
- 破損の箇所は1箇所であるが、破損の程度が重大または範囲が広い
- (絵を重視する本の場合) 破損により、絵のイメージが損なわれている

### (3) 汚臭

### (4) 紛失

### (5) その他

- 利用に供することが困難と館長が判断する場合

次に借りる方も気持ちよく利用できるよう、ご協力をお願いします。

